

第11部 林 業

解 説

この部には、「2020年農林業センサス農山村地域調査」の結果から林野面積、「林業産出額」、「木材統計調査」の結果から素材生産量、製材工場数、製材用素材需要量、製材品出荷量、木材チップ工場数・生産量及び「木材流通統計調査」のうち「木材価格統計調査」の結果から製材用素材価格に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 2020年農林業センサス農山村地域調査

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

農林業センサスは、農林業経営体調査（農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査）及び農山村地域調査（農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査）に大別される。

このうち、第11部には農山村地域調査において把握した林野面積を掲載しており、農林業経営体調査の結果（林業経営体数等）は第2部に掲載している。

(2) 林業産出額

林業産出額は、林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を提供することを目的としている。

林業産出額は、都道府県別に木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格（木材生産にあつては樹種ごとの年間平均山元土場価格、木材生産以外にあつては庭先販売価格）を乗じて推計した。

推計期間は、毎年1月から12月までの1年間である。

ただし、林野副産物採取部門における野生鳥獣は、野生鳥獣資源利用実態調査の調査対象期間（毎年4月1日～翌年3月31日の1年間又は左記の期間を含む1年間）とした。

(3) 木材統計調査

木材統計調査は、素材の生産、木材製品の生産出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料に活用することを目的としている。製材工場、木材チップ工場、合単板工場、集成材工場、LVL工場及びCLT工場における素材の入荷・消費状況及び製品の生産・出荷状況等を、調査対象工場（報告者）に郵送若しくはオンラインにより調査票を配布し、回収する自計調査の方法、又は統計調査員が調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

ただし、報告者が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、統計調査員による面接調査（他計調査）により行った。

(4) 木材流通統計調査

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査は、毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策の推進に資することを目的とする。製材用

素材価格については、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に対して調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布し、回収する自計調査の方法により行った。

2 定義及び用語の解説

(1) 農山村地域調査

ア 総土地面積

都道府県全ての面積をいう。

本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によった。

イ 林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。

ウ 森林面積

森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。

(ア) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。

(イ) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。

(ウ) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。

エ 現況森林面積

調査期日現在の森林面で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

オ 森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

(ア) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。

(イ) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。

(ウ) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。

(エ) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。

カ 林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。

なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。

キ 森林計画による森林面積

森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。

ク 国有（林）

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。

- (ア) 林野庁
林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
- (イ) 林野庁以外の官庁
林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。

ケ 民有（林）

国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。

なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。

- (ア) 独立行政法人等
独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。
また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めた。

コ 公有（林）

都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。

(ア) 都道府県

都道府県が所管する土地をいう。

林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。

(イ) 森林整備法人

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人が所管する土地をいう。

林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。

(ウ) 市区町村

市区町村が所管する土地をいう。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。

また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。

(エ) 財産区

地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。

サ 私有（林）

民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。

(ア) 森林計画対象の人工林

森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積のうち、私有の人工林（植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占める森林の面積）をいう。

(2) 木材統計調査

ア 素材

用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。

イ 製材用素材需要量

製材工場への素材の工場入荷量(材種別素材入荷量)である。

ウ 製材

素材を製材機にかけて、板類、ひき割類、ひき角類等を生産することをいう。

エ 製材工場

製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含む。

ただし、製材に用いる動力の出力数(製材機用だけでなく、それに付属する設備、例えば目立機、巻き上げ機、ベルトコンベアーなどの動力も含める。)が7.5KW未満の工場は除く。

オ 木材チップ

チップパーを用いて生産したパルプ、紙、繊維板及び削片板等の原料とする木材の小削片をいう。

(3) 木材価格調査

製材用素材価格

製材工場における工場着購入価格である。